

令和6年度 燕市保育士等修学資金貸与募集要項

1 対象者

下記のいずれにも該当する者

- (1) 令和6年4月に養成施設等*に入学予定者または在学者
- (2) 幼稚園教諭免許状を取得しようとし、かつ、保育士の登録をしようとする者
- (3) 養成施設等を卒業後、燕市内の保育所等において保育士等として保育・教育業務に従事しようとする者
- (4) 燕市内の社会福祉法人が実施する保育士修学資金の貸与を受けていない者

*養成施設等とは、都道府県知事が指定する保育士養成施設及び大学、短期大学等の幼稚園教諭養成課程（通信制によるものを除く）をいいます。

2 貸与額（無利子）

- (1) 燕市民（養成施設等の入学時期までに住民登録していた者を含む）
月額5万円・4万円・3万円から選択
- (2) 上記以外の者
月額3万円

3 連帯保証人（2名必要です）

- (1) 1人は申請者の保護者等
- (2) 他の1人は、独立した生計を営む

75歳未満【昭和23年4月2日以降生まれ】の方

※貸与決定後、連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。

※他の連帯保証人は、貸与を受けた方または保護者等が返済を滞った場合、返済の義務が生じます。

4 提出書類

- (1) 修学資金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 確認書
- (3) 合格通知書または在学証明書

- (4) 最終学歴または在学中の学校の成績証明書
- (5) 同居する家族の令和5年度所得証明書（世帯証明書）*

市役所2階 税務課 5番窓口で発行

（本人確認として運転免許証等が必要です）

*令和5年1月1日時点で燕市外に住民登録があった場合は、その住所地で発行となります。

5 申請受付期間

令和6年2月19日（月）から令和6年4月10日（水）

※ 郵送の場合は、4月10日（水）必着

6 申請書の提出先

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

燕市子ども政策部 子ども未来課 燕市役所 1階15番窓口

電話：0256-77-8222

7 審査、貸与の決定および通知

修学資金貸与の可否は、審査基準（収入・成績）により、燕市保育士等修学資金貸与審査委員会の審査を経て、市長が決定します。

なお、審査結果については、6月末頃に申請者本人に文書で通知します。

8 貸与決定後の手続き

貸与決定された場合は、決定通知と一緒に下記書類を送付しますので、期限までに提出をお願いします。提出がない場合は、修学資金を貸し付けることができません。

【提出書類】

- (1) 修学資金借用証書
- (2) 誓約書
- (3) 口座振替依頼書
- (4) 印鑑登録証明書（保護者と連帯保証人）

市役所1階 2番窓口で発行。登録証が必要です。

- (5) 在学証明書（新入学の場合必要です）

9 修学資金の貸与時期

年2回(7月・10月)に分けて指定された金融機関口座へ振り込みます。

※ 次年度以降は、4月・10月に振り込みします。

10 修学資金の返還

返還は、原則として貸与終了年の10月から開始となります。返還方法は「年賦・半年賦・月賦」があり、いずれかの選択をお願いします。

返還期間は、最長で8年間で、無利子です。

なお、幼稚園教諭免許取得および保育士登録後、直ちに、燕市内の保育所等で保育士等として5年間継続して保育・教育業務に従事した場合は、返還が免除されます。

【参考】(例) 修学資金を貸与し、返還期間を最長にした場合の返還月額

貸与期間	貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返還期間	返還方法	返還月額 (円)	備考
2年間	50,000	1,200,000	8年	月賦 96回	12,500	※保育士登録等の後、直ちに、燕市内の保育所等で5年間継続して保育・教育業務に従事することで、返還免除
	40,000	960,000			10,000	
	30,000	720,000			7,500	
3年間	50,000	1,800,000	8年	月賦 96回	18,750	
	40,000	1,440,000			15,000	
	30,000	1,080,000			11,250	
4年間	50,000	2,400,000	8年	月賦 96回	25,000	
	40,000	1,920,000			20,000	
	30,000	1,440,000			15,000	